

ビルマの社会主義への道(国家革命評議会)解説並に邦訳

大 野 徹

はじめに

複雑な現代ビルマの政治を分析し、報告する事は、政治学の基礎知識のない私にとって、到底できる事ではないし、また、そのような意図も持っていないけれど、少なくとも、ビルマを、地域研究の対象とする立場にある者の一人として、この国を理解するには、あらゆる角度からのアプローチが、必要だと考えている。たまたま、現地の情報に接する機会が多い立場にあるので、クーデター以降のビルマの歩みを、国内政治の面に限って紹介し、革命評議会の基本理念を理解する為の、一つの参考にしていただきたいと思います。

1. クーデターとその背景

1962年3月2日に発生したクーデターの原因については、今まで、いろいろな見解が発表されてきたが、私の考えでは、次の二点に焦点を絞る事ができると思う。

- 1 政党政治の腐敗と議会民主主義に対する不信。
- 2 国内の統一と連邦制国家の維持。

この二点を理解するには、しばらく、独立以降のビルマの歩みに、眼を向けてみる必要がある。

1948年1月4日の独立以来、終始、与党の立場にあったパサバラ(反ファシスト人民自由連盟の略称)は、1958年6月3日、ウー・ヌ、タキン・ティンの率いる清廉派と、ウー・バスウェ、ウー・チャーニェインを中心とする安定派とに分裂、副首相ウー・バスウェ以下、安定派の閣僚15名と次官22名が辞職した。政治的混乱を收拾するため、9月26日、ネウィン将軍が、クーデターによって政権をひきつぎ、60年2月まで、選挙管理内閣としての役割を果たした。この間におけるネウィン内閣の業績として、中共との国境条約の締結、及び、ムジャヒッド党(アラカン地方におけるイスラム教徒の非合法組織)の投降による西部地域の治安の安定、をあげる事ができる。清廉派と安定派の間には、共に、議会民主主義、社会主義を基盤としながら

も、一面大きな政策上の対立があった。前者が、外国資本の排除、企業の国有化を通して、社会主義国家の建設を考えていたのに対し、後者は、外国資本の導入による産業の開発と、それに基ずく経済発展の重要性とを、主張していた。1960年2月6日の総選挙では、清廉派が圧倒的な差で、安定派を破り、再び、ウー・ヌが政権を握った。しかし、山積する国内の重要諸問題は、未解決のまま放置され、ビルマにおける政党政治は、発足当初の活気を失なって、もはや、社会主義国家の建設には、無能である事を示した。

解決を要求されていた第一の問題は、治安の確保である。タキン・タントンの率いる白旗共産党、タキン・ソーを中心とする赤旗共産党は、共に、武装地下活動を続けており、国内全域の治安が確保された事は、一度もなかった。ウー・ヌ内閣は、共産党との和平交渉を、何度も提案したが、いずれも失敗している。

第二の問題は、国内の統一である。この統一を妨げる要因は、少数諸民族の叛徒であった。その中でも、最大の叛乱勢力が、カレン族である。カレン族は、ビルマ独立以前から、ビルマとは別個の「カレン国」の独立を要求し、対英交渉を続けたが、成功しなかった。ビルマ連邦の発足と同時に、シャン族、カチン族、カレンニ族、チン族の四民族が、自治州を構成し得たのに対し、カレン族は、自治州の獲得にさえ失敗した。1948年8月から数年間にわたって続けられた内乱の結果、1953年9月、サルウィン州の流域一帯を中心に、初めて、カレン州の設置に成功したものの、その蔭には、カレン民族の最高指導者ソー・パウージー、及び、多数のカレン族青年の死という大きな犠牲を、払われている。これに不満を抱く過激分子が、K.N.D.O. 及び K.N.U. 叛徒として、その後も活動を続けている。

少数民族の中で、連邦制崩潰の直接原因となったのは、シャン族である。ビルマ憲法によれば、各自治州は、独立後10年以上経過した場合、州議会の三分の二

以上の賛成と、それに基づき州民投票とによって、ビルマ連邦から離脱し得る（第201条～206条）と規定されている。この規定を、現実に発動する動きを示したのが、シャン州で、1957年当時の大統領ウー・ウィンマウンや、首相ウー・ヌが、シャン州の州都タウンジーへ飛んで、州議会及び州政府に対し、連邦内残留の説得工作を、盛んに行なった。1960年以降、シャン州の離脱問題が再燃し、シャン州選出国会議員の多数を占めるサオバ（世襲的藩主）達の意見が硬化してきた。

一方、言語、宗教、文化、歴史等の面で、ビルマ族とは別の社会を形成しているアラカン、及び、モン両民族からも、自治州の設立要求が、出されていた。この問題に対するウー・ヌの態度は、61年4月及び5月に、両民族の担当大臣のポストを新設しただけで、憲法199条による根本的解決は、斥けられた。このままでは、ビルマ連邦の崩潰、分裂という最悪の事態さえ、回避できない状態にまで、おいつめられていた。軍部が収拾に乗りだしたのは、丁度この時に当る。

クーデターの際、首相ウー・ヌ以下、全閣僚と共に、ニャウンシュエ藩主故サオ・シュエタイ（第一代ビルマ大統領）、セイニ藩主故サオ・ホンパ（シャン州元担当相）、モーメイ藩主サオ・クンキオ（ウー・ヌ内閣元外相）等、シャン州選出の国会議員多数が逮捕されたのは、連邦制擁護の為に他ならない。

クーデターと同時に、ネウィン将軍は、革命評議会を結成して、国会の解散、憲法の停止を断行、現大統領（第三代）ウー・ウィンマウン、次期大統領（第四代）予定のサマ・ドゥワ・シンワナウンをも逮捕し、全権を掌握した。ビルマの議会民主主義は、こうして終止符をうたれた。

2. 革命評議会とその活動

革命評議会は、軍の首脳部によって構成される最高の議決機関である。その下で革命政府が、執行機関としての役割を、果している。評議会は、政党政治が果し得なかった難問題の解決に、積極的に取り組み、活発な活動を開始した。

第一の目標「社会主義国家の建設」を実現する為の措置として、外国資本の排斥、私企業の国有化に着手した。ビルマ人以外に対する輸入許可の停止（62年10月）、全輸出入企業と米の購入、配給機構の国有化（63

年2月15日）、全銀行（22行）の国有化（2月23日）、ビルマ人以外に対する銀行融資の停止（3月25日）、外国人医師の開業禁止（7月1日）、ビルマ経済開発公社の解体と関連企業39社の接收（9月7日）、全私企業国有化法の制定（10月19日）、タバコ製造企業六社の国有化（10月20日）といった一連の措置は、いずれも、この政策の具体化に他ならない。

評議会がとりあげた第二の問題は、議会民主主義制度の徹底的粉砕と、人民民主主義制度の確立である。その手段として、クーデター当時、野党であり、国会に議席をもっていなかったため、逮捕を免れたパサバラ安定派の幹部ウー・バスウェ、ウー・チャーニェイン等10名の逮捕（63年8月9日）、続いて、臨時総裁代理ボウ・キンマウンガレー等、中堅幹部18名の逮捕（10月3日）、そして、ビルマ社会主義綱領党の創設（62年6月5日）等が行なわれた。この新政党は、人民民主主義の確立、社会主義国家建設の実現を目的とする。農民、労働者を中核とした組織であるが、実質的には、革命評議会の全国的な下部組織とみられる。

評議会が手掛けた第三の問題は、国内治安の確立、各種叛徒との和平である。これは、政党内閣が到頭果し得なかった独立以来の最大の難問で、この問題が解決されない限り、ビルマの飛躍的發展は、不可能だといってよい。革命評議会は、この問題に、積極的に取り組んだ。63年4月1日に発表された特赦令は、従来にない大規模なもので、4月3日以降ラングーン、インセイン、マングレー、モールメン等全国38ヶ所の刑務所から釈放された政治犯の数は、6月10日迄に4,345人にのぼり、その中には、K.N.D.O. 政治局員マン・シャンパレイ、K.N.D.O. 中央評議員ラージェン、カレンニ族叛徒の指導者ポージョー、K.I.A.（カチン族叛乱軍）の指導者コウ・ゾーアウン等の大物が含まれている。

特赦令は、単に政治犯の釈放に止まらず、7月1日迄に投降した叛徒及び脱走兵に対しても、適用される事になっていた。この事は、叛乱軍にとって、かなり大きな動揺を与えたとみえ、カレン州コーカレイ地方のK.N.D.O. 第六旅団の中から、副旅団長ボウ・エーミヤイン以下72名の将兵が、4月30日、集団投降して来たのを皮切りに、K.N.D.O. 東部師団の指揮官ソー・チャーニェイン中佐（5月9日）、ビルマ独立軍の母胎「30人の志士」の一人ボウ・イェトット、ボ

ウ・セインティン（元ビルマ軍将校）、ボウ・イェマウンといった白旗共産党の三人の軍司令官（5月22日）、シャン族叛乱軍指導者の一人サイントゥンエー（シャン革命委員会員）、K.N.D.O. 東部コートゥレー地方委員会書記長ソー・マウンチット準将（5月25日）、白旗共産党西部師団長ボウ・アウンディン（6月11日）等、叛徒の司令官クラスが、続々と投降して来た。

革命評議会は、特赦令に次ぐ措置として、6月11日、武装地下活動を続けている全叛乱軍に対して、和平交渉の呼掛けを行なった。この呼掛けは、独立後何回か行なわれた政府側の呼掛けの中では、最大のものである。

革命政府情報省は、ビルマ語、カレン語、シャン語、カチン語、クン語によるパンフレットを300万枚印刷の上、該当叛乱軍に、夫々送付すると同時に、ビルマ放送を通じて、各言語による呼掛けを行なった。一方、革命評議会は、全国各地の軍隊に指令を発し、叛乱軍から和平交渉受諾の連絡があれば、直ちに戦闘を中止する事、使節団が現われれば、その安全を保証する事、万一、交渉が決裂した場合でも、責任を以て送り返し、3日間は戦闘を再開しない事等を命じた。

この呼掛けは、予想以上の効果をもたらした。6月13日には、白旗、赤旗両共産党から和平交渉に応じる旨の回答が寄せられ、6月25日に、赤旗共産党の代表使節団（団長チャーウィン大将）9名が、アキャブへ出て来たのをきっかけに、コートゥレー中央政府（カレン族叛乱政府）からソー・バトゥン等三名の使節がラングーンに（8月15日）、K.I.A. からはラマーラリン以下、ドゥワ（カチン族の世襲的土候）の名称をもつ9名の代表がバモーに（8月29日）、白旗共産党からは、中央委員会書記長イェーポー・テー以下六名がラングーンに（9月4日）、サライン（チン族共産党）からは、中央委員会サライン・サンアウン、サライン・ターウー、サライン・チャーエー等5名がプロムに（9月5日）、夫々出てきて、革命評議会との和平交渉を開始した。9月29日には、K.N.U. の総裁マン・バザン、モン新国党（モン族叛徒）の総裁ナイ・バルィン、カレンニ民族進歩党の書記長ソー・モーイェーが、三人一緒に、ラングーンへ出てきて、和平交渉に入った。10月22日には、ソー・ハンタータームエ

主席以下、パドー・ワーリージョー、パドー・ウェトー、パドー・ブウァイサ等、コートゥレー中央政府の最高首脳者が、直接ラングーンに出てきて、革命評議会と交渉を開始、続いて10月31日には、カチン独立評議会ドゥワ・ゾーダンの率いる K.I.A. の代表団が到着した。

ビルマの前途に、ようやく明るい光がさしかけたと見たのも束の間、先ず赤旗共産党との交渉が決裂、続いて11月15日に、白旗共産党との和平交渉も決裂した。しかし、これら叛徒との一連の和平交渉は、必ずしも失敗だったとはいえない。K.N.U. モン新国党、カレンニ民族進歩党三派との交渉は成功したし、代表との話し合いはまとまらなかったものの、赤旗共産党から、マゲザン（総裁タキン・ソーの妻）、ニーニーソー（タキン・ソーの娘）、中央委員会コー・チャーウィンの三名が、10月26日に、白旗共産党からは、中央委員会書記長ボウ・ティンアウンが、11月12日に、夫々投降してきた。国内和平の問題は、徐々にではあるが、解決の方向へ向っているといえるのではなかろうか。

クーデター以降のビルマの動きを、表面に現れた現象だけで整理するならば、革命評議会の政治的方針は、余りにも過激であり、内政面では、社会主義、人民民主主義というより軍部独裁主義であり、外交面においては、中立主義を逸脱して、孤立主義、閉鎖主義的方向を辿っているという印象を、受けるかも知れない。しかし、現実に現われる政治的現象は、いずれもその底で、革命評議会の基本方針と密接に結びついており、評議会の基本政策の顕現である以上、今日のビルマを正確に理解するには、革命評議会の基本的政治理念を抜きにしては、理解不能だといってもよい。革命評議会は、62年4月30日に、*taw hlanye: ka-unsii wada dabawtha: ceinyaje?* 「ビルマの社会主義への道」と題する綱領を発表した。これは、評議会の基本的政治理念の表明であり、革命政府の諸政策は、いずれも、この綱領に基づいて実施されている。

原文は、僅か9頁の薄いパンフレットであるが、「国造り」に対する革命評議会の、素朴ながらも力強い、決意を読みとる事ができると思う。以下、ビルマ語版からの本文全訳を紹介する。参考にしていただければ幸いである。

ビルマの社会主義への道

——国家革命評議会の政治的信念の公表——

我々の信念

1. ビルマ連邦革命評議会は、この世に、人間同志が搾取し、不当な利益を貪るような有害な経済制度が存在している限り、全ての人間を社会的不幸から、永久に解放させる事ができないと信じる。我がビルマ連邦に於ては、人間同志の搾取をなくし、公正な社会主義経済制度を確立する事ができた時にこそ、初めて、民族、宗教の別なく、全ての人民が、衣、食、住の心配、及び「衣食足らざれば、礼節を知らず」が如きあらゆる社会的不幸から解放されて、心身共に健全で、楽しい豊かな新世界に、到達し得ると信じる。

かく信じるが故に、社会主義的社会に、是が非でも到達できるよう、人民と手を握り合って、前進しようと堅く決意している。

我々の基本理念

2. 国家革命評議会は、自己の綱領を実施する場合であれ、具体化する場合であれ、ビルマ国の自然的環境、及び固有の正しい状態を、事物に即して認識評価し、その上で得られた諸点に基づいて、発展可能な方法を探索実行する。

3. 国家革命評議会は、自らの活動を自己批判する方法によって、発展繁栄を可能ならしめるべく実行する。

世界の諸事象の中で、左、又は、右への偏向を、数多く見てきた以上、かかる左、又は、右への偏向にとらわれないよう、十分に警戒し回避する。

4. 国家革命評議会は、如何なる立場、如何なる困難に直面しようとも、全国民の基本的利益を見失う事がないように、時と所、及び変動しつつある情勢に応じて、発展をもたらし得る事だけに、専念する。

5. 国家革命評議会は、全人民の福祉を、具体的にもたらし得るような綱領と手段とを、探索し実行する。かかる探索実行に際しては、国家の別なく、如何なる国からであれ、取入れるべき進歩的思想、進歩的理論、進歩的経験等を、批判的態度で認識評価しつつ、ビルマ国に適應した運営のみを、行なう。

社会主義経済制度

6. 社会主義経済制度は、多数の幸福の為、あらゆる

る人を含めた多数共有の事業を、多数の人が共同で運営し、そこから得られる利益を、全員が、充分に、心ゆくまで享受し得る計画原理である。社会主義経済制度の意図するところは、あらゆる人に対し、経済的な安定、並びに、道徳の高揚を図る事によって、全人民の、平和で快適な、新世界を樹立する点にある。

7. 従って、社会主義経済制度は、人間同志が搾取し、利己主義的原理をもつ如何なる経済制度にも、反対する。

8. 社会主義経済制度は、或る集団、或る組織、或る階級、又は或る政党の狭量な私利の為に奉仕する事なく、国民大多数の人間としての必然的諸欲求を満足させる事のみを、目標に、計画実行する。

9. 社会主義経済活動は、国の生産総力を、秩序正しく配備して、調和のとれた発展が行なわれるよう、実行する。

生産総力とは、全国の地上地下の資源、原材料、生産設備、蓄積した資本、農民及び労働者、技術者、生産知識、経験並びに熟練等を総括した呼称である。

社会主義経済活動は、国の人口と生産総力を合理的に配備して、人民大多数の為に、消費物資を充分、且つ豊富ならしめるべく生産する。人民の生活水準が向上し、購買力が増大するように図ると同時に、生産活動を拡大せしめる。かかる方法によって失業をなくし、あらゆる人の生計手段を安定ならしめる。

10. 社会主義計画を遂行できるようにするには、国の動脈である生産資本（生産活動、分配活動、運輸及び交通活動、貿易活動等）を国有化せねばならない。国の生産資本を、国家や協同組合、共同組織等が所有せねばならない。これらの所有形式の中では、国有が、社会主義経済制度の根幹である。国有とは、全人民の所有である事を意味する。協同組合及び共同組織の所有とは、関係各組織の所有であるにすぎない。しかしながら、全てが社会主義国民経済計画の体制の中においてのみ運営されるから、お互いに有効である。

11. 社会主義計画に基づいて経済活動を行なう場合、労働可能な人は全て、各人の能力に応じた仕事に従事せねばならない。得られた利益を働く全ての人が、各人の身体、知識、勤勉さの能力に応じて享受すべきである。

12. ビルマの社会主義社会においては、全ての人が平等ではあり得ない。人間は、夫々、身体、知識、勤

勉さが同等ではない。従って異なった能力に応じて、差異が存するであろう。しかしながら、高すぎる人がそれ以上高くなり、低すぎる人がそれ以上低くなるような事態は起さないようにして、貧富高低の格差が、できるだけ小さくなるように、正しい方法で計画実行せねばならない。

国 家 組 織

13. 社会主義経済制度の樹立に成功するには、社会主義的民主主義国家を組織構成せねばならない。社会主義的民主主義国家とは、社会主義経済制度を基盤とし、社会主義経済制度を擁護するような民主主義国家である。社会主義的民主主義国家を保護育成する人達は、主として農民及び労働者であり、中間階級並びに多数の幸福を誠実忠実に遂行する人達も参加し協力して行なうべきである。

14. 世界史上、封建制度に反抗した英国革命、アメリカ革命、フランス革命等と共に「人民の統治」とよばれる議会民主主義制度が出現した。この議会民主主義制度は、それ以前の時代に支配的であった政治制度と比較すれば、最良の制度であった。しかしながら、或る国家においては、議会活動は、今や財力のある人達と弁舌の達者な人達が、無知蒙昧な多数の人民を欺瞞する手段と化しているにすぎない。

我がビルマ連邦においても、議会民主主義方式によって社会主義制度を樹立するべく、試行し努力した事がある。しかしながら、ビルマ国の「議会民主主義」は、社会主義綱領を実質的に具現し得なかったばかりでなく、ビルマ「議会民主主義」の脆弱性、誤用、及び人民の政治意識の未熟等によって、社会主義の終着点を見失ない、社会主義の道から逸脱させてしまった。そして到頭、社会主義経済制度とは反対の方向へと、いつの間にか辿った足跡が眺められる。

故に、我がビルマ国内において今まで見てきたような「議会民主主義」によっては、人民の目指す社会主義的社会へ、安心して到達できるとは言えない。

従って、社会主義経済制度樹立を推進するような民主主義、社会主義経済制度を擁護し得るような民主主義だけを、ビルマ国の時と所及び変動する情勢に応じて運営して行くべきであると、国家革命評議会は確信する。

こういった事柄が、社会主義経済制度の基本的な要素である。

形態改革の活動

15. (イ) 思考の修正

我々は、社会主義経済制度を志向する場合、人々の誤った考えを、先ず最初に、変更させる事が大事である。

人を欺こうとする気持、搾取しようとする気持、遊んで暮そうとする気持、他人の労働の上に寄生しようとする気持、上前をかすめようとする気持、並びに自分の利益だけを図ろうとする考え等を、打破せねばならない。

自らの力によって、自ら真面目に生活しようとする気持、及び労働を貴ぶ気持が盛んになるように教育せねばならない。自らの力で自らが資本を投入して働かねばならないような労働を、不名誉だと考える愚劣な考え方を、放棄するように説得し、案内し、教育しなければならない。

外部に誇示した見せかけの喜捨、外部に誇示しようと思せかけで飾りたてた人間関係、陰日向のある偽の宗教行為等を放逐して、廉潔な行為を行なうよう、あらゆる宗教及び文化的伝統が示してきた道徳に人々が想いを馳せ、順守するように、各種の正しい方法で、実行しなければならない。多数の幸福に寄与して初めて、個人の幸福も実現するという考えが盛んになるよう、教育、文学、芸術、及び音楽、映画等各種の手段によって遂行せねばならない。

(ロ) 行 政

社会主義の終着点へ到達する道程において、ビルマ国の現在の官僚的行政機構は、最大の隘路である。この古い組織による限り、社会主義の終着点へは、仮令如何なる方法で以てしても、到達する事はできない。従って官僚主義的機構を破壊し、社会主義的民主主義行政組織再編のため、堅固な基盤を築かねばならない。

(ハ) 軍 隊

国家の現在の軍隊も、社会主義経済制度を防衛する国民軍の立場へと、前進させねばならない。

(ニ) 経 済

ビルマ連邦は、経済の面では、未だ後進農奴国である。社会主義経済制度を樹立し得るためには、国の生産総力が拡大発展するよう、図らねばならない。その為には、連邦の時と所の状態に密着した各種の生産活動を、計画し建設して行かねばならない。

連邦の基幹経済活動である農業の近代化を推進する一方、我が国の国力に適した工業を建設して行く。この建設に際しては、国の生産総力を拡大せしめるような国民私有の経済活動をも、適当な限度で、政府が許可する。

社会主義経済制度へ完全に移行する場合であっても、多数の幸福を裏切る事なく、運営し得る国民私企業家達については、社会主義政府は、これを放逐しないばかりではなく、応しい立場を与え、手を握り合っ

民族問題

16. ビルマ連邦は、沢山の民族が住んでいる国である。従って、全民族の団結調和を確立し得てこそ初めて、あらゆる民族の福祉を保障する事ができる社会主義経済制度の樹立が可能なのである。連邦全国民の親睦と調和を図る際、国民の大指導者アウンサン将軍が演説した次の言葉を、真剣に受けとらねばならない。アウンサン将軍は、

「民族というのは、利害を共有し、お互に関連した利益を積み重ねて、長い年月の間に、同種同族だと思ふようになって人達を、一群にまとめて称するにすぎない。人種、信仰している宗教、話している言語等は、重視せねばならないが、本当は、喜びも悲しみも分かち合い、利害得失を共にしようとする歴史的願望の上にこそ、団結統一、愛国心が存するのである。」

と、1946年1月20日、シュエダゴン仏塔の中央ひな壇で催された反ファシスト人民自由連盟の大会で、演説した。ビルマ連邦全国民は、アウンサン将軍の言葉に含まれている意味に従って、新しい愛国心を育成、実行せねばならない。

社会問題

17. (1) 教育。生計面で不均衡な現今の教育制度を、修正改革せねばならないと、国家革命評議会は信じる。従って、生計を均衡ならしめ、道徳の高揚を基礎とする新しい教育制度を樹立する。特に、科学教育を推進せしめる。

我々の最終的教育目標は、基礎教育を、あらゆる人

が修得し得る機会に恵まれるようにする事である。高等教育も、成績が優秀で、それに応しい努力をする人に対しては、援助を与え、勉学の機会を提供する。

(2) 保健及び文化等その他諸々の社会的問題についても、社会主義経済制度が定立した暁には、水面の高まりに伴う水蓮のように、向上発展させねばならぬと信じる。向上するように図らう。

(3) 宗教、国家革命評議会は、あらゆる信徒の自由な信仰権を認める。

団結前進

18. 国家革命評議会は、社会主義の終点に向って前進する際、主として、国民の多数を占める農民並びに、その他の労働者の団結勢力に基礎をおく。それ以外に、国民の福祉と全国民の幸福とを裏切らず忠節に実行して行く人達とも手を握り合っ

て、導いて行く。19. その為に、国家革命評議会は、形態改革の時期に合致した人民階級の団結活動を行なう。その為に

政治的団結を組織する。20. 政治的団結を行なう場合、人民自身が自発的に参加し得るよう、社会主義的民主主義教育を与え、民主主義的訓練を行なう。社会主義経済制度の枠の中において、社会主義社会の発展をもたらす民主主義的競争が盛んになると、国家革命評議会は信じ希望する。

このような事柄が、ビルマ連邦革命評議会の信念及び政策の概要を示したものである。

人民の責任

21. 国家革命評議会は、人民を信頼する。人民の遂行能力を信頼する。

同様に、人民も又、国家革命評議会が先導して行く国民の時代改革推進運動に、責任を以て参加するものと信じる。

かく信じるが故に、国家革命評議会は、人民と手を握り合っ

て、快い豊かな社会主義社会へ到達するものである事を、重ねて公表する。

社会主義社会へビルマ的過程で前進しよう。

1962年4月30日

国家革命評議会